

期日報告書 30

2023年9月21日

函館市 御中

さくら共同法律事務所
弁護士 河合 弘之
外13名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号 大間
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

記

- 1 期日 2023年9月12日（火）15時～15時53分ころ
東京地方裁判所103号法廷
第30回口頭弁論期日
- 2 出席者 当方：弁護団10名（河合弘之、海渡雄一、青木秀樹、内山成樹、只野靖、望月賢司、
兼平史、中野宏典、大河陽子、北村賢二郎）
相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席
- 3 提出書面
当方：証拠説明書（48）
甲F143（原本）
プレゼン資料：弁論更新に当たって①乃至③
相手方（被告国）：令和5年9月5日付求釈明申立書に対する回答書
乙A証拠説明書（22）
乙A240～241（写し）
相手方（被告電源開発）：なし
- 4 口頭説明

裁判長の交代に伴い、弁論の更新手続きが行われ、原告側が主張の要旨を説明しました。

原告代理人海渡雄一が、冒頭に9月4日の大泉潤函館市市長との面談に触れた後、福島第一原発事故の責任と原発事故の甚大性について説明しました。これを受けて、原告代理人中野宏典弁護士が、主に準備書面(23)、(31)、(33)、(42)にもとづき、司法審査について、福島第一原発事故後の法改正の趣旨、原発に求められる安全の程度、科学の不定性を踏まえ保守性を見込むべきこと、深層防護の徹底と各レベルの判断における具体的な判断について説明しました。最後に、原告代理人只野弁護士が、被告電源開発は、本件原発の安全性について最も脅威となる大間北方沖断層の検討が不十分であることについて、パワーポイント資料を投影して口頭説明を行ないました(約45分間)。

5 次回期日

2024年2月26日(月) 15時 @東京地裁103法廷

第31回口頭弁論期日(弁論期日後に進行協議期日を予定。)

以上